

工事成績評定等実施要領（1）

（1件の請負代金額が500万円以上の建設工事）

（対象工事）

第1条 工事成績評定（以下「成績評定」という。）の対象は松戸市（関係機関を含む）が発注する1件の請負代金額が500万円以上の建設工事（以下「工事」という。）を対象とし評定するものとする。

（成績評定の時期）

第2条 成績評定の時期は、検査職員にあつてはしゅん工検査、一部しゅん工検査又は中間技術検査実施の都度、工事担当班長及び監督職員にあつては、しゅん工又は一部しゅん工時とする。

（成績評定の方法）

第3条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績評定表（松戸市工事検査要綱（昭和58年松戸市訓令甲第2号）第2号様式）により行うものとする。
- 3 評定にあつては、別紙-1～別紙-6の「工事成績採点の考査項目別運用表」により行い、別紙-7の「記入方法及び留意事項」、別紙-8の「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
- 4 前項の別紙-1～別紙-8は、必要に応じて追加・変更することができる。
- 5 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があつた場合はこれも考慮するものとする。
- 6 評定者が二人以上ある場合は、評定者が相互に協議して評定するものとする。

（考査項目の採点方法）

第4条 工事成績の採点は下記により行うものとする。

中間技術検査があつた場合

評定合計＝監督職員の評定点×0.4＋工事担当班長の評定点×0.2＋検査

職員の評定点（中間技術）×0.2+検査職員の評定点×0.2-法令遵守等

中間技術検査がなかった場合

評定点合計=監督職員の評定点×0.4+工事担当班長の評定点×0.2+検査
職員の評定点×0.4-法令遵守等

- 2 中間技術検査が2回以上あった場合の評定点は平均点を記入する。
- 3 一部しゅん工検査の場合の評定は、引渡しを受ける部分の評定を行うもの
とし監督職員、工事担当班長及び検査職員が各々評定を行い、しゅん工の際
に、しゅん工検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4 監督職員、工事担当班長、検査職員の評定点は小数第1位までとする。
- 5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6 法令遵守等は、工事担当班長が記入する。
- 7 所見は必ず記入する。
- 8 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で評定し、手直し後の評価は
しないものとする。

（成績評定結果の通知）

第5条 しゅん工検査の成績評定結果については、工事検査済証（松戸市財務
規則（昭和57年松戸市規則第9号）第78号様式）の備考欄に評定点を記
入し、項目別評定点（第5号様式）を添付のうえ、受注者に通知する。

（成績評定点の修正）

第6条 引き渡し後、契約不適合責任期間中に関係法令違反・事故等により契約
不適合が判明した時は、再度工事成績採点を見直し受注者に工事成績評定通
知書（第6号様式）で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとす
る。

（説明請求）

第7条 第5条又は第6条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して
14日（「休日」を含む。）以内に工事成績評定に係る説明書請求書（第7号
様式）により、主務課長に評定点等について説明を求めることができるもの
とする。

(説明請求に対する回答)

第8条 主務課長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、工事成績評定に係る説明書(第8号様式)により速やかに回答するものとする。

2 主務課長は、前項の回答をする場合、工事担当課長に工事成績評定結果に係る説明について(第9号様式)により説明を求めることができる。

3 工事担当課長は、前項の依頼があった場合、工事成績評定に係る説明書(第10号様式)により主務課長に回答するものとする。

(再説明請求)

第9条 前条の工事成績評定に係る説明を受けた者は、この説明内容に相違がある場合には、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面(第7号様式)により、主務課長に再説明を求めることができる。

(再説明に対する回答)

第10条 主務課長は、受注者から再説明を求められた場合、工事成績評定に係る再説明書(第11号様式)により速やかに回答するものとする。

2 主務課長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(成績評定結果の閲覧)

第11条 第5条又は第6条の規定による評定の結果について、当該工事の受注者に通知後、行政資料センターにおいて閲覧に供するものとする。

2 閲覧の内容は、工事名、受注者名、請負金額及び成績評定点とする。

3 閲覧の期間は、工事の完成検査日から2年を経過する日の年度末まで行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	3.3 / 3.3 点
	II 配置技術者	4.1 / 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	13.0 / 13.0 点
	II 工程管理	8.1 / 8.1 点
	III 安全対策	8.8 / 8.8 点
	IV 対外関係	3.7 / 3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	14.9 / 14.9 点
	II 品質	17.4 / 17.4 点
	III 出来ばえ	8.5 / 8.5 点
4 工事特性	施工条件等への対応	7.3 / 7.3 点
5 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	5.7 / 5.7 点
6 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	5.2 / 5.2 点
7 法令遵守等(減点のみ)	工事事務等による減点	0.0
	総合評価項目不履行による減点	0.0
評定点合計		100.0 / 100 点

(注) 端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

第6号様式(評定点が修正された場合の書式)

(用紙規格 JIS A4)

第 年 月 日

様

松戸市長 (公印省略)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき再度評定した結果を通知します。

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
しゅん工検査年月日	年 月 日
当 初 評 定 点	点
修 正 評 定 点	点
備 考	

第7号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

工事検査担当課長 様

受注者

印

工事成績評定に係る説明（再説明）請求書（依頼）

年 月 日付けで通知を受けた工事検査結果通知書の評定点に対して、下記のとおり説明（再説明）を求めます。

記

1 工 事 名

2 内 容

(注) 説明、再説明のどちらか一方を二線でもって消すこと。

第8号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

様

工事検査担当課長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

（工事成績評定表、考査項目別、施工プロセスのチェックリストの写し添付）

（注）この説明書（回答）に相違がある場合には、説明書（回答）を受理した日から14日以内に再度説明請求が出来ます。

事 務 連 絡
年 月 日

工事担当課長

工事検査担当課長

工事成績評定結果に係る説明について（依頼）

から工事成績評定等実施要領(1)第8条の規定に基づき下記工事について説明を求められました。つきましては、貴課担当部分の評定について、ご説明下さいますようお願いいたします。

また、説明内容について、工事成績評定結果に係る説明書(第10号様式)により回答をお願いいたします。

記

- 1 工事名
- 2 説明日時
- 3 説明場所
- 4 必要書類
 - ・工事成績採点の考査項目別運用表（チェックリスト）
 - ・施工プロセスチェックリスト
 - ・その他の関係書類

第10号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

工事検査担当課長

工事担当課長

工事成績評定結果に係る説明書（回答）

年 月 日付けで依頼のありました工事成績評定に係る説明依頼については、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 内 容

第 1 1 号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

様

工事検査担当課長

工事成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定点について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答